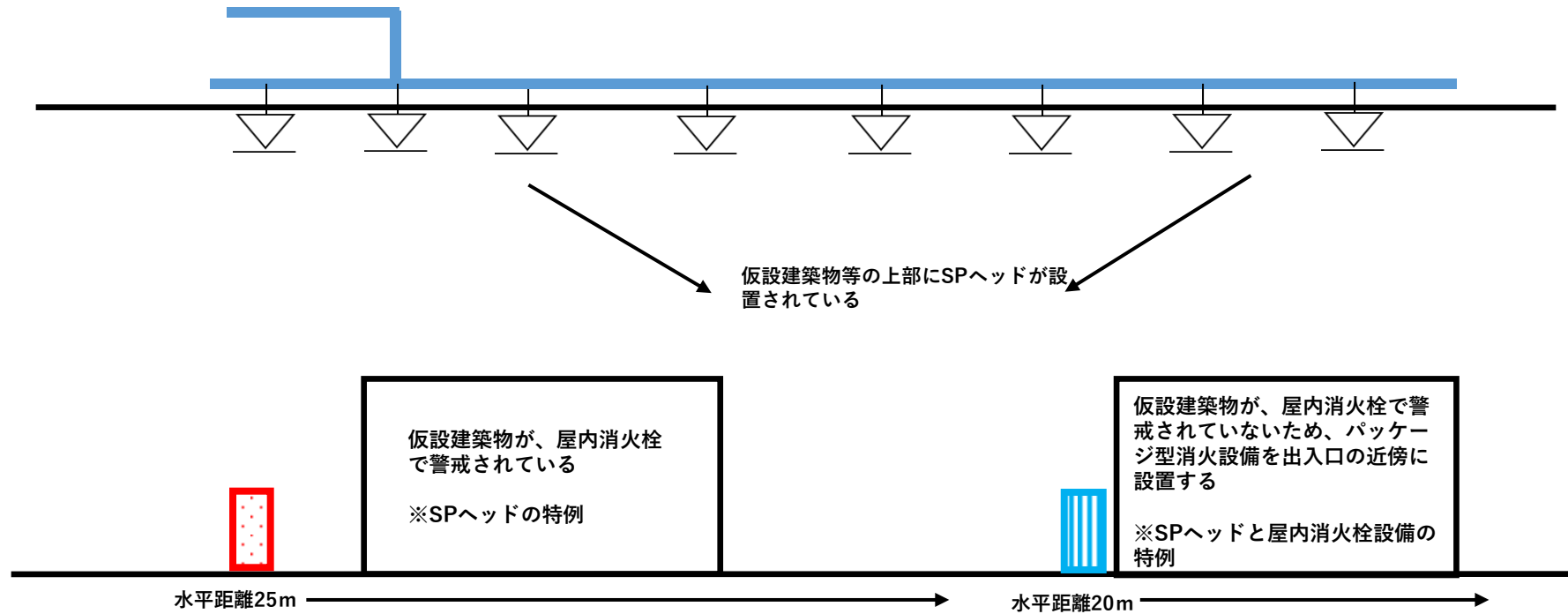


第11－1表 既存防火対象物の部分（外部の気流が流通する場所等を除く）に設置する仮設建築物等

特例の対象となる消防用設備等	特例基準	
	設置を要する消防用設備等	要件
屋内消火栓設備 スプリンクラー設備（ヘッド） 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	なし	1 仮設建築物等の延べ面積が150㎡未満 (1) 仮設建築物等の上部の既設のスプリンクラーヘッド又は泡ヘッドにより有効に警戒されていること。 (2) 火を使用する設備が設置されている上部には、自動消火装置（住宅用下方放出型自動消火装置や簡易自動消火装置等）を設置すること。 (3) 住宅用下方放出型自動消火装置を設置する場合は、基準の例により設置すること。
	屋内消火栓設備（補助散水栓を含む。）又はパッケージ型消火設備	2 仮設建築物等の延べ面積が150㎡以上 上記1、(1)から(3)によるほか、次のいずれかによること。 (1) 仮設建築物等が屋内消火栓設備により有効に警戒されていること。（スプリンクラー設備が特例の対象設備である場合に限る。）（第11－2図参照） (2) 仮設建築物等が、パッケージ型消火設備により有効に警戒されていること。 なお、「有効に警戒されている」とは次のアからウによること。（第11－3図参照） ア 認定品を使用すること。 イ パッケージ型消火設備が仮設建築物等の出入口の近傍に設置され、かつ、仮設建築物等の各部分から一のホース接続口までの水平距離が20m以下（Ⅱ型の場合は15m以下）であること。 ウ イの水平距離の範囲内をホースの長さ25m以上（Ⅱ型の場合は20m以上）、かつ、放射距離10m以下で有効に放射できる位置に設置されていること。
自動火災報知設備（感知器）	仮設用の自動火災報知設備	1 仮設用の自動火災報知設備は、仮設建築物等内で発生した火災を内部及び外部に有効に報知することができるように設置することとし、自動火災報知設備の技術上の基準に適合するように設置すること。 2 受信機は防災センター等又は仮設建築物等の関係者が常時いる場所に設置すること。（第11－4図参照）
	連動型警報機能付感知器又は連動型住宅用火災警報器 ※連動型警報機能付感知器とは、特定小規模施設用自動火災報知設備に用いられる無線式の感知器をいう。	1 仮設建築物等の内部及び外部直近には、煙を感知する連動型警報機能付感知器又は連動型住宅用火災警報器を有効に設置するとともに、火災を感知した場合は、内部及び外部で相互に連動し、仮設建築物等の関係者が常時いる場所で火災の覚知ができるよう措置されていること。 2 仮設建築物等の内外において、連動型警報機能付感知器又は連動型住宅用火災警報器の電波の受信状況が良好であること。 3 仮設建築物等が次のいずれかであること。 (1) 1階層かつ延べ面積600㎡（見通しがきく場合は1000㎡）以下 (2) 2階層かつ延べ面積500㎡以下 （第11－5図参照）

放送設備（スピーカー）	なし	既存防火対象物に放送設備が設置されており、仮設建築物等の床面積が6㎡（居室以外は30㎡）を超える場合又は既存スピーカーからの水平距離が8mを超える場所に仮設建築物等が設けられる場合は、仮設建築物等の内部において、音圧が概ね65デシベル以上確保されていること。
誘導灯	なし	1 避難口誘導灯 (1) 仮設建築物等の階のうち、避難階は居室の各部分から屋内に至る避難口を容易に見とおし、かつ、識別でき歩行距離が20m以下であること。 (2) 仮設建築物等の階のうち、避難階以外の階には居室の各部分から下階に通ずる階段の入口を容易に見とおし、かつ、識別でき歩行距離が10m以下であること。 (3) 前(1)、(2)によらない場合、避難口誘導灯（仮設建築物等の規模によらず、区分はC級で可能）を設置すること。 2 通路誘導灯 原則、通路誘導灯の設置は要しないものとするが、前1、(3)により設置した避難口誘導灯を容易に見とおすことが困難な場合、設置すること。 3 客席誘導灯 既存防火対象物の非常照明により0.2ルクス以上の照度が確保されていること。 4 階段通路誘導灯 既存防火対象物に設けられた照明等で必要な照度（1ルクス以上）が確保されていること。階段が仮設建築物等内に設置される等の理由により必要な照度が確保されていない場合は、階段通路誘導灯を設置すること。 ※電源については専用の電源回路を要せず、仮設建築物等又は既存防火対象物に設置された常用電源から電源を確保しても支障ない。

第11－2図 屋内の仮設特例の消防用設備等（スプリンクラーヘッド、屋内消火栓設備の特例）設置方法の例

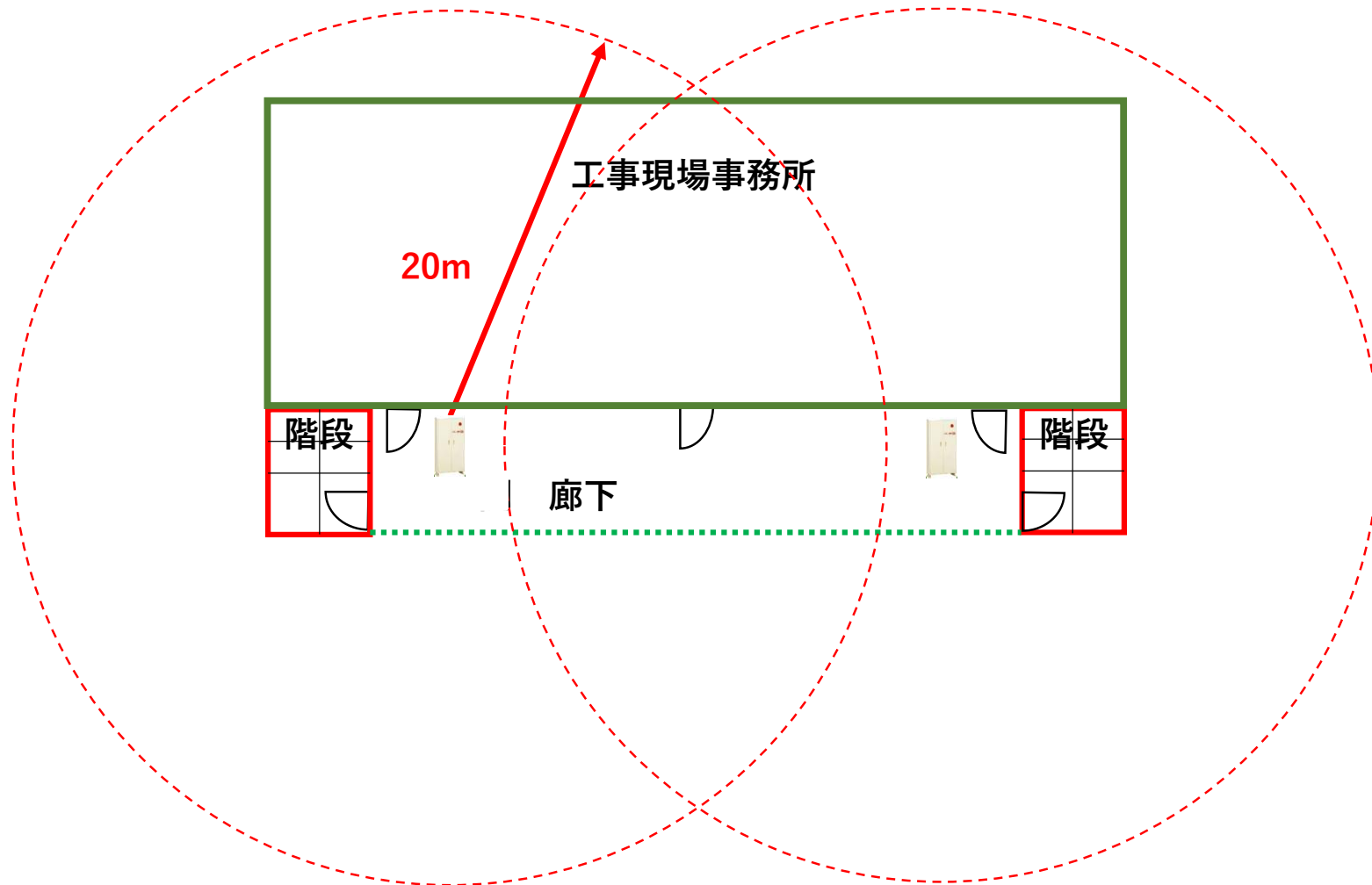


※ 仮設建築物等内部のSPヘッドを特例で免除する場合、内部の消火手段を確保する必要があるため、150㎡以上の仮設建築物等は、屋内消火栓またはパッケージ型消火設備で警戒されていることを特例の要件とする。
なお、消火器は法令通り設置する必要がある。

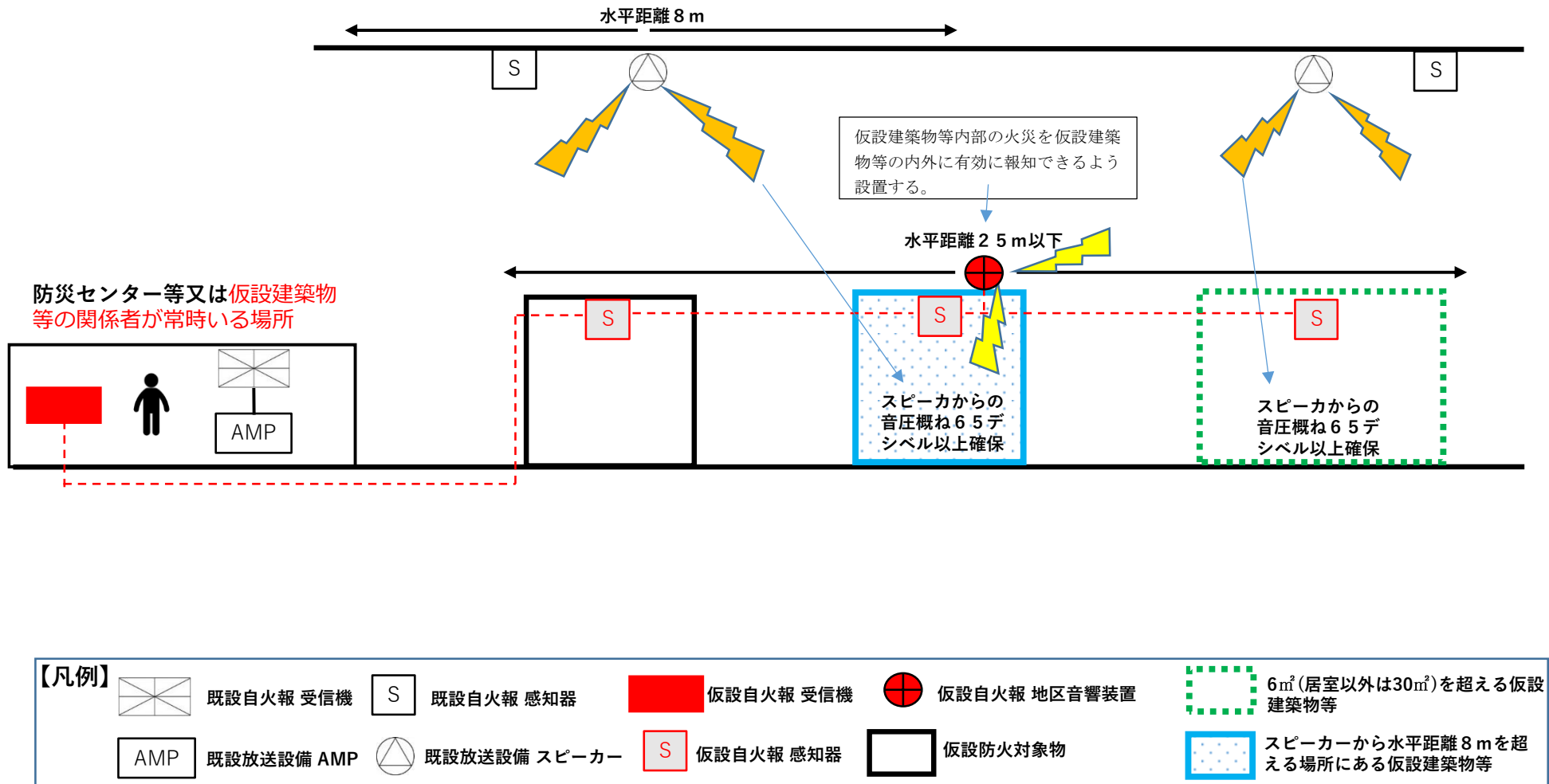
【凡例】

			
150㎡以上の仮設建築物等	既存SPヘッド	既存屋内消火栓	パッケージ型消火設備

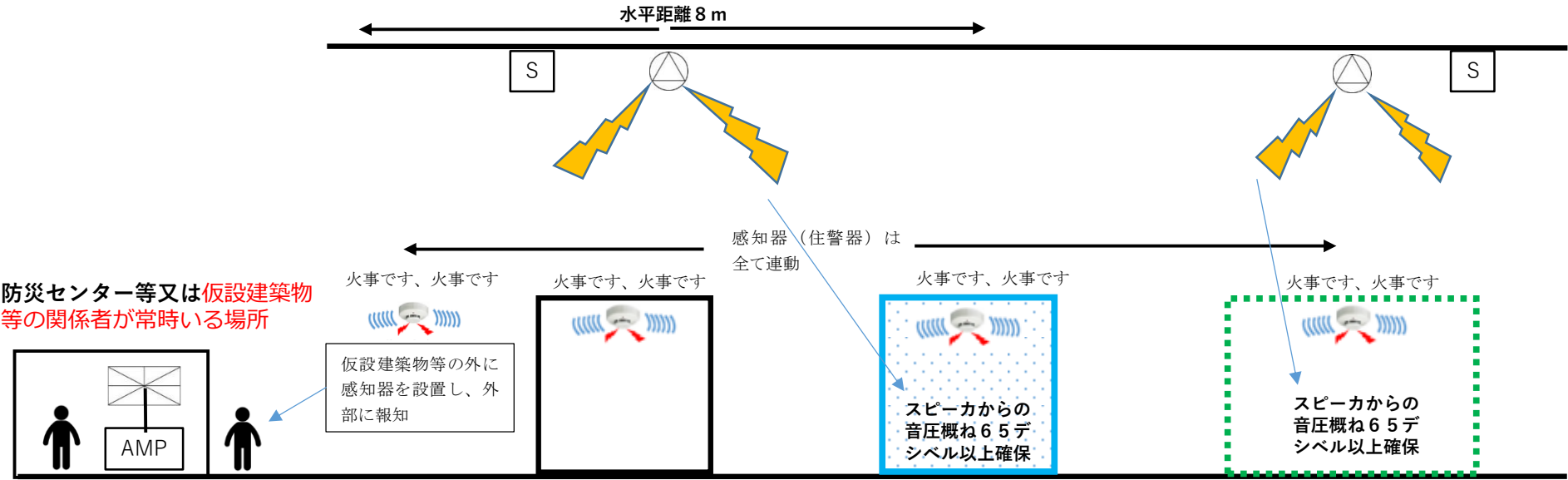
第 11－3 図 パッケージ型消火設備の設置方法の例



第11-4図 仮設特例の消防用設備等（仮設用の自動火災報知設備）の設置方法の例



第 11－ 5 図 仮設特例の消防用設備等（連動型警報機能付感知器等）の設置方法の例



※スプリンクラー設備等の自動消火設備が設置されている場合は、各仮設建築物等は別とすることができるが、各仮設建築物等ごとに内外に対で感知器を設置するだけでなく、各仮設建築物内に感知器を設置し、外部については上図のように1個の感知器を設置（全ての感知器の連動は必要）することも可能とする。

【凡例】

	既設自火報 受信機		既設自火報 感知器		連動型警報機能付感知器 又は連動型住宅用火災警報器		6㎡（居室以外は30㎡）を超える仮設 建築物等
	既設放送設備 AMP		既設放送設備 スピーカー		スピーカーから水平距離 8 m を超 える場所にある仮設建築物等		